

ひだまり運営規程

(指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人尚愛会（隼人小田原病院）が設置経営する、ひだまり（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という）の運営及び利用料等について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある認知症の利用者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する。

(運営の方針)

第3条 この事業は、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを支援するものである。

- 2 本事業において提供する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に事業計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 7 居宅サービスが形成されている場合は、当該計画に沿った事業を提供する。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ひだまり
- (2) 所在地 霧島市隼人小田字木屋原252番地4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（常勤）1人
当該事業の従業者の管理及び当該事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。また、従業者に運営規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 生活相談員（常勤） 1人以上
- (3) 介護職員（常勤） 1人以上
- (4) 機能訓練指導員（看護職兼務） 1人

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、毎週火・木・土とし、12月31日から1月3日は営業しない。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

(本事業の利用定員)

第7条 本事業の利用定員は1日あたり12名とする。

(本事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等を含む）
- (2) 機能向上訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎サービス
- (6) 給食サービス（利用者負担）
- (7) 入浴サービス
- (8) 栄養改善
- (9) 口腔機能向上訓練

2 本事業の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

(1) 本事業の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) 前号の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。

ア	おむつ代	実費相当額
イ	食事の提供に要する費用	1食あたり 500円
ウ	その他日常生活費	実費相当額

前項の費用の支払いを含むサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び利用料の説明を行い、利用者又は家族の同意を得るとともに文書により記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、霧島市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用を受けようとする利用者とその家族は、次のことに留意しなければならない。

- (1) サービス利用の事前事後に体調の異常や異変があればその旨申し出ること。
- (2) 機能訓練等の器具を使用する際は従業者の指示に従うこと。
- (3) サービスの利用時に、みだりに大声を発したり、他の利用者と喧嘩口論をし、他の利用者に迷惑を及ぼし粗暴にわたる行為をしないこと。
- (4) 故意に建物・器物その他のものを破損し、又は汚損しないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 この事業の従業者などは、事業を実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等措置を講ずるとともに、利用者の家族に連絡し、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者を配置し、火元責任者には事業所職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育・消防訓練を実施する。
 - ア 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）・・・・年1回以上
 - イ 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・年1回以上

ウ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・隨時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

第13条 事業の提供に対して利用者及びその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

2 利用者及びその家族からの苦情等に対する受付、処理、解決などに関しては、本事業所の管理者が常時対応するものとする。

3 利用者及びその家族からの苦情処理に関して、市町村及び国保連が行う調査・照会に関しては協力するとともに、市町村及び国保連から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行い、市町村及び国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。

(秘密保持)

第14条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守するものとする。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はそのご家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はそのご家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(虐待の防止)

第16条 事業所は高齢者の尊厳保持にとって高齢者の虐待防止及び権利擁護は重要である事から利用者の虐待防止及び権利擁護に努める。

(記録の整備)

第17条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しその完結の日から5年間保存する。

(1) 認知症対応型通所計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 市町村への通知にかかる記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての留意事項)

第18条 指定通所介護事業の提供に当たっては、次の各項を留意して運営する。

(1) 本事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 繼続研修 年に2回

(2) 本事業所の会計とその他の事業の会計を区分し、毎年4月1日から翌年3月31日までを会計年度とする。

(3) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はひだまりと医療法人尚愛会（隼人尚愛会病院）が定めるものとする。

(附則) この規程は、指定日から施行する。

この規程は、平成19年 5月 1日から改定施行する。
この規程は、平成19年12月 1日から改定施行する。
この規程は、平成25年 3月 1日から改定施行する。
この規程は、平成25年 9月 1日から改定施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から改定施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から改定施行する。
この規程は、令和 3年 3月 1日から改定施行する。
この規程は、令和 6年11月 1日から改定施行する。
この規程は、令和 7年 1月 1日から改定施行する。
この規程は、令和 7年 4月 1日から改定施行する。